

障 福 第 7 0 3 号
令 和 6 年 1 月 1 9 日

始良市長寿・障害福祉市障害福祉課長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課長

第 7 期始良市障がい福祉計画，第 3 期始良市障がい児福祉計画
(案) に対する意見について (回答)

令和 6 年 1 月 1 2 日付けで依頼のあったことについて，別添のとおり意見を付します。

— 問合せ先 —

自立支援係 別府
〒 8 9 0 - 8 5 7 7
鹿児島市鴨池新町 1 0 番 1 号
TEL 0 9 9 - 2 8 6 - 2 7 5 3
FAX 0 9 9 - 2 8 6 - 5 5 5 8

障害福祉計画等に対する意見

市町村名：始良市

No	箇所	内容
1		国指針にある「就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が七割以上の事業所を全体の二割五分以上とすることを基本とする」の部分は計画に盛り込まなくてよいか。
2	P100	「保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数」について、国指針では、「必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。」となっているが、関係者ごとの見込みとしなくてよいか。